

(デイサービスセンターみずほ)  
運営規程「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」

(事業の目的)

第1条 要支援または事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保険・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態となることの予防のため、適切なサービス提供に努める。

(事業所の名称および所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称      デイサービスセンターみずほ
- (2)所在地      東広島市志和町志和東 810 番地 1

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者            1名 (常勤兼務)  
    管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)生活相談員      2名 (常勤兼務2名)
- (3)看護職員        2名 (常勤兼務2名)
- (4)介護職員        6名 (常勤専従1名、常勤兼務3名、非常勤専従2名)
- (5)機能訓練指導員 2名(常勤兼務2名)
- (6)事務職員        1名 (常勤兼務)
- (7)運転手           1名 (常勤兼務)

通所型サービスAについては、利用人数に応じて、第1号通所事業（従前の介護予防通所介護に相当するもの）の人員の中から対応する。（従前の介護予防通所介護に相当するもの、通所型サービスAの双方の人員基準を満たすことを条件とする）

(営業日・営業時間およびサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日・営業時間およびサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 原則として月曜日から土曜日とする。  
ただし、4月29日(施設祭り開催の為)と  
12月30日から1月3日は休業日とする。
- (2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3)サービス提供時間
- |         |       |                 |
|---------|-------|-----------------|
| ・現行相当   | 月～金曜日 | 午前9時15分～午後4時25分 |
|         | 土曜日   | 午前9時30分～午後4時    |
| ・サービス A | 火・水・木 | 午前9時15分～午後4時25分 |

(利用定員)

第6条 利用定員は、40名とする。( 第1号通所事業37名 サービス A3名 )

ただし、土曜日の利用定員は、20名とする。

なお、定員数には通所介護の定員を含む。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1)送 迎
- (2)検温、血圧測定等の健康チェック
- (3)食事サービス
- (4)入浴サービス (サービスA利用での入浴は提供しない)
- (5)生活相談
- (6)日常動作訓練
- (7)レクリエーション

(利用料およびその他の費用の額)

第8条 事業を利用した場合の利用料は、東広島市が定める基準による。

- 2、通常の事業の実施地域(東広島市志和町)以外の地域に居住する利用者に対しての送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1kmあたり50円を実費として徴収する。
- 3、その他の費用として、食費(食材料費+調理費)1食あたり500円を、又、おむつ代のほか日常生活においても必要となるものにかかる費用、レクリエーションの教材費等は実費を徴収する。
- 4、前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し事前に書面により説明した上で支払に同意する旨の記名押印を受けるものとする。

(事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、東広島市志和町とする。

(サービス利用上の留意事項)

第10条 利用者およびその家族等は、サービスの利用にあたって次の事項について留意する。

- (1) 在宅生活中の心身の状況から判断して、事業のサービス利用が困難と判断する場合は、サービス開始前に遅滞なく事業者へ告知する。
- (2) 利用予定を中止する場合は、原則として利用日前日の午後5時までに、利用者またはその家族から事業所へ連絡する。

(サービス提供上の留意事項)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたって次の事項に留意する。

- (1) 利用者の疾病悪化等または病後の健康が回復しない等の場合は、事業の利用を禁止することがある。
- (2) 利用者が法定伝染病等の疾病にかかり、医師が利用を禁止する診断をした場合は、利用を禁止する。

(緊急時の対応)

第12条 事業所の従事者は、事業を実施中に利用者の病状等の急変およびその他の緊急事態が発生した場合、速やかに利用者の家族、主治医等に連絡する等、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び市町村等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2、事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消防計画等の防災計画にもとづき年1回以上の避難および救出訓練を行うとともに、非常時においては、安全かつ迅速な対応に努める。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する

- (2)虐待の防止のための指針を整備する
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
  - (4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他重要な事項)

第16条 事業所は、従業者の介助技術等の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後2か月間の実務研修の実施。
- (2) 研修参加 関係団体が実施する研修へ積極的に参加する。

2、従業者は、職務上知り得た利用者およびその家族の秘密を、他に漏洩してはならない。

3、事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4、この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項については社会福祉法人みずほ会の理事長と事業所の管理者との協議にもとづき、これを定める。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から、これを実施する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から、これを実施する。

(人員配置の変更)

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から、これを実施する。

(人員配置の変更)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から、これを実施する。

(人員配置の変更)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から、これを実施する。

(人員配置の変更)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から、これを実施する。

(人員配置の変更)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から、これを実施する。

(人員配置の変更とその他重要事項の追加)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から、これを実施する。

(人員配置の変更)

この規程は、令和 6年 3月 18 日から、これを実施する。  
(虐待防止に関する事項の追加)